

常務理事	事務長	担当者

被扶養者（異動）届
(新規 ・ 転入 ・ 増員 ・ 減員)

記入するところ

年 月 日

所 属	株式会社 日本製鋼所 総務部 TEL (0001)	ふりがな	けんぼ たろう	生 年 月 日	昭和・平成・令和	
		被保険者等 記号・番号 氏 名	記号 783 番号 99-9999 健保 太郎	49 年5 月2 日		
被保険者 住民票住所	ふりがな 〒 141 — 0032 東京都 品川区大崎 1-11-1	該当にチェック				
◆これまでの保険加入状況： ☐ 国民健康保険 ☐ 任意継続保険 ☐ その他（ ） ※これまで加入の健康保険が任意継続保険/協会けんぽ/健保組合の方は、資格喪失証明書を添付ください※						
被扶養者氏名	続柄 (長男等)	生年月日	同居 別居	住 民 票 上 の 住 所 (被保険者と同居の 場合は記入不要)	異動年月日	事 由
ふりがな けんぼ はなこ		昭和・平成・令和 50 年1 月25 日	同居	〒 —	令和 年 月 日	離職し収入が 130万円未満と なるため
健保 花子		年齢を必ず記載してください (49 歳)	別居	資格確認書発行 要否 ☐ 発行が必要		
ふりがな けんぼ いちろう		昭和・平成・令和 20 年4 月6 日	同居	〒 —	令和 年 月 日	学生で無収入 のため
健保 一郎	長男	(16 歳)	別居	資格確認書発行 要否 ☒ 発行が必要		
ふりがな		昭和・平成・令和 年 月 日	同居	〒 —	令和 年 月 日	
		(歳)	別居	資格確認書発行 要否 ☐ 発行が必要		
ふりがな		昭和・平成・令和 年 月 日	同居	〒 —	令和 年 月 日	
		(歳)	別居	資格確認書発行 要否 ☐ 発行が必要		
事業主記載欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 事業主 住 所 住 所 人事教育部担当者又は各庶務、労務、総務 氏 名 氏 名 担当者経由で提出ください。					

※この届出には、世帯主・続柄・個人番号(マイナンバー)を記載した住民票を必ず添付してください。

※被扶養者添付書類 (世帯主が被保険者でない場合、住民票とは別に戸籍抄本が必要となります)

- 採用による新規または新たな被扶養者の増員の際に必要な書類
① 配偶者・父母・その他 : 住民票＋誓約書(関係書類含む)
② 18歳以上で在学中の場合 : 住民票＋誓約書(関係書類含む)＋在学証明書
③ 16歳以上で在学中の場合 : 住民票＋在学証明書
④ 16歳未満の場合(出生含む) : 住民票
- 転入・転籍・任意継続加入による新規の場合は、原則として添付書類は不要
- 被扶養者を減員する際に必要な書類
① カード保険証(日本製鋼所健康保険組合発行の保険証等)
② 資格確認書(有効期限が令和11年11月末までのもの。お持ちの方のみ)

※次の事項に該当する人は原則として被扶養者にはなれません

- 年間総収入が下記を超える方
配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は150万円未満、60歳以上または障がい者の方は180万円未満、それ以外の方は130万円未満
- 出産手当金、傷病手当金等の給付を受給する人
- 失業給付を下記、基本手当日額以上受給する人
配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は4,167円、60歳以上または障がい者の方は5,000円、それ以外の方は130万円3,612円

◇資格確認書の発行が必要な場合(※)「資格確認書発行 要否」欄の「発行が必要」の口に✓を付してください。

※以下に該当する方等が対象です。

- マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの返納者
- マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除者等
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方 等

※本書に記載されている情報はこの目的のために使用し、他目的へは使用しません。

R7.10.申請

常務理事	事務長	担当者

被扶養者（異動）届
(新規・転入・増員・減員)

記入するところ

年 月 日

所 属	株式会社 日本製鋼所 経理部 TEL (0001)	ふりがな	にっこう たろう	生 年 月 日
		被保険者等 記号・番号 氏 名	記号 783 番号 99-9999 日鋼 太郎	昭和・平成・令和 49 年5 月2 日
被保険者 住民票住所	ふりがな 〒 141 — 0032 東京都 品川区大崎 1-11-1			

◆これまでの保険加入状況： ☐国民健康保険 ☐任意継続保険 ☐その他 ()
※これまで加入の健康保険が任意継続保険/協会けんぽ/健保組合の方は、資格喪失証明書を添付ください※

被扶養者氏名	続柄 (長男等)	生年月日	同居 別居	住 民 票 上 の 住 所 (被保険者と同居の 場合は記入不要)	異動年月日	事 由
ふりがな にっこう はなこ	妻	昭和・平・令 50 年1 月25 日	同居	〒 —	令和 6 年12 月 5 日	就職
日鋼 花子		(49 歳)	別居	個人番号 (12桁) 資格確認書発行 要否 ☐ 発行が必要		
ふりがな		昭和・平・令 年 月 日	同居	〒 —	令和 年 月 日	
		(歳)	別居	個人番号 (12桁) 資格確認書発行 要否 ☐ 発行が必要		
ふりがな		昭和・平・令 年 月 日	同居	〒 —	令和 年 月 日	
		(歳)	別居	個人番号 (12桁) 資格確認書発行 要否 ☐ 発行が必要		
ふりがな		昭和・平・令 年 月 日	同居	〒 —	令和 年 月 日	
		(歳)	別居	個人番号 (12桁) 資格確認書発行 要否 ☐ 発行が必要		
事業主記載欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 事業主 住 所 住 所 人事教育部担当者又は各庶務、労務、総務 氏 名 氏 名 担当者経由で提出ください。					

※この届出には、世帯主・続柄・個人番号(マイナンバー)を記載した住民票を必ず添付してください。

※被扶養者添付書類 (世帯主が被保険者でない場合、住民票とは別に戸籍抄本が必要となります)

- 採用による新規または新たな被扶養者の増員の際に必要な書類
① 配偶者・父母・その他 : 住民票+誓約書(関係書類含む)
② 18歳以上で在学中の場合 : 住民票+誓約書(関係書類含む)+在学証明書
③ 16歳以上で在学中の場合 : 住民票+在学証明書
④ 16歳未満の場合(出生含む) : 住民票
- 転入・転籍・任意継続加入による新規の場合は、原則として添付書類は不要
- 被扶養者を減員する際に必要な書類
① カード保険証(日本製鋼所健康保険組合発行の保険証等)
② 資格確認書(有効期限が令和11年11月末までのもの。お持ちの方のみ)

※次の事項に該当する人は原則として被扶養者にはなりません

- 年間総収入が下記を超える方
配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は150万円未満、60歳以上または障がい者の方は180万円未満、それ以外の方は130万円未満
- 出産手当金、傷病手当金等の給付を受給する人
- 失業給付を下記、基本手当日額以上受給する人
配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は4,167円、60歳以上または障がい者の方は5,000円、それ以外の方は130万円3,612円

◇資格確認書の発行が必要な場合(※)「資格確認書発行 要否」欄の「発行が必要」の□に✓を付してください。

※以下に該当する方等が対象です。

- マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの返納者
- マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除者等
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方 等

※本書に記載されている情報はこの目的のために使用し、他目的へは使用しません。

R7.10.申請